

IBM Sterling eInvoicing

この「IBM ご利用条件」の条件は、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」、「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」、または「IBM SaaS 特定オファリングのご契約条件」(以下、「本契約」といいます。)の条項に追加されるものです。「IBM SaaS」および関連する「前提ソフトウェア」のご利用の前に、この「IBM SaaS ご利用条件」(以下、「ご利用条件」または「ToU」といいます。)をよくお読みください。お客様は、あらかじめ本「ご利用条件」に同意する場合に限って、「IBM SaaS」および「前提ソフトウェア」を利用することができます。お客様は「IBM SaaS」もしくは「前提ソフトウェア」の注文、そのアクセスまたは利用、記名押印、または「同意する」ボタンをクリックすることにより、「ご利用条件」に同意したこととみなされます。「ご利用条件」に同意した場合、適用法により禁止されるか、または別段の合意がない限り、信頼できる手段(例えば photocopy または facsimile)により作成された、「ご利用条件」の写しは、原本と同一とみなされます。

お客様がお取引先に代わって「ご利用条件」に同意する場合は、お取引先に「ご利用条件」を遵守させる全権限を有していることを表明および保証するものとします。本「ご利用条件」に同意しない場合、またはお客様がそのお取引先に本「ご利用条件」を遵守させる全権限を有していない場合は、いかなる方法でも、「IBM SaaS」または「前提ソフトウェア」を利用してはならず、「IBM SaaS」もしくは「前提ソフトウェア」において提供される機能に関与することもできません。

第 1 章 – 共通事項

1. 目的

この「ご利用条件」は、以下の「IBM SaaS」に適用されます。

- IBM Sterling eInvoicing

この「ご利用条件」のみにおいて、「IBM SaaS」とは、本条に定める特定の「IBM SaaS」オファリングを指すものとします。

お客様は、有効な「サブスクリプション期間」中に限って「IBM SaaS」を利用することができるものとします。この「IBM SaaS」を利用するには、IBM Sterling B2B Services のサブスクリプションを取得しなければなりません。IBM Sterling B2B Services には、別個の「ご利用条件」が適用され、「取引文書」に定める追加料金が適用されます。お客様が IBM Sterling B2B Services をサブスクライブしていない場合、この「ご利用条件」(および「IBM SaaS」のサブスクリプション)は無効です。

2. 定義

「ご利用条件」で定義されていない用語は、「本契約」の定義によります。この「ご利用条件」においては、「プログラム」という用語には、適用される「本契約」で使用されている個々の「プログラム」が含まれ、「取引文書」という用語には、「IBM SaaS 見積書」が含まれます。

「前提ソフトウェア」とは、「IBM SaaS」へのアクセスおよびその利用を容易にするために、「IBM SaaS」オファリングの一部として IBM または第三者がお客様に提供するすべての「プログラム」および関連資料をいいます。

「ゲスト・ユーザー」とは、お客様とのデータ交換のために「IBM SaaS」にアクセスすること、またはお客様に代わって「IBM SaaS」を利用することをお客様が許可した「IBM SaaS ユーザー」をいいます。

「パートナー」とは、お客様が取引関係を有する法人組織をいいます。

「プライバシー・プラクティス」とは、インターネット上の <http://www.ibm.com/privacy> に掲示されている「プライバシー・プラクティス (改訂があれば改訂版も含まれます。)」をいいます。

3. 料金に関する一般条件

3.1 課金単位

「IBM SaaS」のサブスクリプション料金は、以下の 1 つ以上の課金単位に基づきます。

「文書」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「文書」とは、その先頭と末尾を示す文書のヘッダーおよびトレーラー・レコード内に含まれる有限量のデータとして定義されます。「ライセンス証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」によって処理される「文書」の総数をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

3.2 料金および請求

3.2.1 セットアップ

セットアップ料金は、(a) 「取引文書」に記載される特定の部品番号、または (b) IBM とお客様との間で別途締結するプロフェッショナル・サービス契約での作業内容に記載される料金のいずれかにより定められます。「セットアップ・サービス」は、お客様が所有または管理する所在地、または IBM が所有または管理する所在地においてのみ提供されます。

3.2.2 サブスクリプション課金

「IBM SaaS」に対する料金は、次のように「取引文書」に記載されます。

サブスクリプション料金は、「取引文書」に定める期間に対して月払いまたは年払いでの請求を選択することができます。請求サイクルに応じた支払額は、サブスクリプション料金および超過料金を基本的に計算されます。

3.2.3 超過料金

請求サイクル中のお客様の実際の課金単位が注文数量を超過する場合には、お客様はその超過分についても月次で請求されます。超過料金は、「取引文書」の定めに従って請求されます。

3.2.4 オンデマンド

オンデマンド・オプションは、お客様がオンデマンド・オプションを採用した月に請求され、「取引文書」の定めに従って支払われるものとします。

4. アカウントの作成およびアクセス

「IBM SaaS ユーザー」がアカウント (以下、「アカウント」といいます。) を登録する場合、IBM は「IBM SaaS ユーザー」に対し、「アカウント」の ID およびパスワードを付与します。お客様は、「IBM SaaS ユーザー」が各自の「アカウント」情報を管理し、最新の情報を保つよう適切な措置を講じる責任を負うものとします。お客様は随時、「アカウント」の登録または「IBM SaaS」の利用の際にお客様が提供する「個人情報」について、修正または「アカウント」情報からの削除を要求することができます。この情報は修正または削除されますが、削除により「IBM SaaS」にアクセスができなくなる場合があります。

お客様は、「IBM SaaS ユーザー」が各自の「アカウント」の ID およびパスワードを保護し、「IBM SaaS ユーザー・アカウント」にアクセスできる者またはお客様に代わり「IBM SaaS」を利用できる者を管理するよう適切な措置を講じる責任を負うものとします。

5. トレードアップ

特定の「IBM SaaS」オファリングを置き換える別の「IBM SaaS」オファリングを、割引料金で取得できる場合があります。IBM が、置き換えられた「IBM SaaS」オファリングに対するアクセスをお客様に提供を開始した場合、お客様は、IBM が元の「IBM SaaS」オファリングに対するお客様の利用を終了させることに同意するものとします。

6. オンデマンド・サービス

オンデマンド・オプションは、「本契約」および「取引文書」の条件に基づいて注文します。

7. 「IBM SaaS」の中断および取消

7.1 中断

「IBM SaaS ユーザー」が、「ご利用条件」、「本契約」もしくはその他の「利用規定」に違反した場合、IBM の知的財産権を不正に利用した場合、または準拠法に違反した場合、IBM は、いつでも、違反した「IBM SaaS ユーザー」の「IBM SaaS」へのアクセスを中断もしくは取消、違反した「IBM SaaS ユー

ザー」の「コンテンツ」を削除、またはその両方を行う権利を留保するものとします。IBMは、中断または取消を行う場合には、お客様に対して通知します。

7.2 終了

お客様の IBM Sterling B2B Services のサブスクリプションが終了した場合、お客様の「IBM SaaS」のサブスクリプションも自動的に終了します。IBMは、お客様が「本契約」または「ToU」を遵守せず、かつ、かかる不遵守が IBM からの書面による通知を受領してから合理的な期間内に是正されない場合には、お客様の「IBM SaaS」へのアクセスを終了できるものとします。IBMは、現行の「サブスクリプション期間」または更新期間の末日に、お客様の「IBM SaaS」へのアクセスを終了することができます。ただし、IBMが、その時点で現行の「サブスクリプション期間」の末日から 90 日前までに、お客様に対し書面にて解約を通知することを条件とします。終了により、お客様はすべての未払い料金を支払う責任を負い、お客様の「IBM SaaS」へのアクセスおよびこれに関するその他の権利は取り消され、消滅します。この場合、お客様およびお客様の「IBM SaaS ユーザー」は、「IBM SaaS」の利用を終了し、自己の保有または管理下にある関連「前提ソフトウェア」のコピーを廃棄しなければなりません。

8. 「サブスクリプション期間」の更新

8.1 「サブスクリプション期間」の自動更新

「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」または「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」を締結しているお客様については、「本契約」の 3.5.4 項(「ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」および「特定サポート」の自動更新)の最初および第 2 番目(太字)の条件は、適用される各国固有の条件も含めて、この「IBM SaaS」オファリングに適用されます。ただし、(a) この「ご利用条件」では、「ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」または「特定サポート」という文言は、「IBM SaaS サブスクリプション期間」という文言に置き換わるものとし、(b) 「IBM SaaS サブスクリプション期間」の自動更新が行われなくするためのには、お客様は、その時点で有効な「サブスクリプション期間」が終了する 90 日前までに、IBM に対して書面にて解約を通知しなければならないものとします。

8.2 お客様による更新

「IBM SaaS 特定オファリングのご契約条件」のお客様は、当該契約でこれと異なる規定(各国固有の条件を含みます。)がある場合も、「IBM SaaS」オファリングは、初期「サブスクリプション期間」の末日に更新されないものとします。初期「サブスクリプション期間」の終了後も「IBM SaaS」の使用を継続するには、「お客様」は「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」または「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」の条件に基づいて、「IBM SaaS」の新規のサブスクリプションを取得する必要があります。

9. 緊急時保守 & 定期保守

IBM が決定する保守作業の時間帯において、IBM は、定期保守を実施します。この他にも予定ダウン時間や臨時ダウン時間が生じる場合があります。通常のアプリケーションおよびシステムのアップグレードは、https://customer.sterlingcommerce.com/group/sterling/support_center または IBM が提供するその後の URL での記載に従って実行します。

この時間帯は、「IBM SaaS」を利用することはできません。

10. アップデート

IBM が「IBM SaaS」に対して提供するか、またはその利用に供する、「IBM SaaS」に対するすべての機能拡張、修正、変更、改訂、更新、補足、アドオン・コンポーネントおよび置き換え(以下、総称して「アップデート」といいます。)は、そのような「アップデート」に適用される IBM が提供する追加条件に従うことを条件として、「ご利用条件」の適用を受けるものとします。お客様は、IBM が特段の通知または同意を取得することなく、IBM の標準操作手順に従って「IBM SaaS」に対する「アップデート」を自動的に送信、アクセス、インストールおよびその他によって提供することに同意します。IBM には、「アップデート」を作成、提供または導入するいかなる義務もありません。また、「ご利用条件」のいかなる条項によっても IBM にかかる義務が要求されるとは解釈されません。

11. 「ご利用条件」の更新

IBM は、お客様に変更条件を通知することで、「ご利用条件」を随時、変更する権利を留保します。かかる変更は将来の「IBM SaaS」の利用に関してのみ適用されます。お客様が「IBM SaaS」を継続的に利用する場合、お客様はかかる変更後の「ご利用条件」に同意したものとみなされます。

12. テクニカル・サポート

別紙 A に別段の優先的な規定がない限り、テクニカル・サポートは、「IBM SaaS」オファリングおよび「前提ソフトウェア」に対して https://customer.sterlingcommerce.com/group/sterling/support_center に定める「サブスクリプション期間」または IBM が提供するその後の URL に定める「サブスクリプション期間」において提供されます。

テクニカル・サポートは「IBM SaaS」に含まれ、個別のオファリングとしては提供されるものではありません。

13. データ・プライバシーおよびデータ・セキュリティ

13.1 お客様の義務

IBM に対して提供する「個人情報」またはお客様を介して IBM が受領する「個人情報」に関しては、お客様のみが「データ管理者」として、データ保護に関するあらゆる適用法令またはそれに類似する法令（「EU 指令 95/46/EC」ならびに同指令（およびその施行法）に定義される「個人情報」および特別カテゴリーのデータの処理を規制する同指令の施行法など）を遵守する責任を負うものとします。

お客様は、(i) お客様の「コンテンツ」に「個人情報」を含め、(ii) 「前提ソフトウェア」および「IBM SaaS」を利用する前に、法律上必要な同意、許可および承認をすべて取得し、必要なすべての開示を行うことに同意するものとします。

お客様は、「コンテンツ」に含まれる可能性があるあらゆる「個人情報」（お客様に代わって「IBM SaaS ユーザー」が第三者と共有する情報も含まれます。）に関して単独責任を負うことを認め、かつ、これに同意するものとします。お客様は、お客様の指示に従った処理により IBM がデータ保護に関する適用法に違反しないようにすることを含め、「ご利用条件」に基づき IBM が行う「個人情報」の処理の目的および方法を決定する単独の責任を負うものとします。

「IBM SaaS」は、いかなる形式による「特定の機微な個人情報」または「秘守義務の対象となる医療情報」（以下で定義）の保管または受信も目的としていません。また、お客様は IBM に提供されたそれらの情報、または IBM によるそれらの情報の紛失や開示に関連して、IBM が被る合理的な費用および他の金額（第三者の請求から生じたものを含みます。）に対する責任を負うものとします。「特定の機微な個人情報」とは、次のようなものです。1) 紛失した場合にデータ侵害通知要件の適用対象となる個人データ、金融情報、国が定める識別番号（社会保険番号（SIN）、社会保障番号（SSN）など）または運転免許証やパスポート番号などの政府が発行する識別番号、銀行口座番号、クレジット・カードまたはデビット・カード番号が含まれますが、これに限定されません。2) 人種または民族的起源、性的指向、政治的意見、宗教的、イデオロギー的、もしくは哲学的な信条もしくは活動、または労働組合の組合員情報に関する個人情報。「秘守義務の対象となる医療情報」とは、Health Information Portability and Accountability Act of 1996（以下、「HIPAA」といいます。）の改正に伴い定義された「個人を特定可能な医療情報」をいいます。

IBM による「IBM SaaS」の提供において有用であると IBM が合理的に判断する場合に、お客様は、IBM がお客様に通知した海外の法人および国に「個人情報」を含む「コンテンツ」を移転することに同意するものとします。お客様は、「IBM SaaS」がそれらの国の法人により提供されること、および「ご利用条件」に基づく「個人情報」の海外への移転が、データ保護に関する適用法を遵守していることとなるのかの判断につき、お客様のみが責任を負うことに同意するものとします。IBM は、お客様に代わりまたはお客様の「データ管理者」のために、必要な承認の取得など法律上の義務を履行するにあたり、合理的な範囲でお客様に協力するものとします。

IBM が、「IBM SaaS」の一部における「個人情報」の処理または保護の方法を変更し、その変更によりお客様がデータ保護に関する適用法を遵守できなくなる場合、お客様は、IBM がお客様に変更を通知した日から 30 日以内に IBM に対して書面にて通知することにより、影響を受けた「IBM SaaS」の現在の

「サブスクリプション期間」を終了することができます。IBM は、この終了に関して、お客様に料金を返金する義務を負わないものとします。

13.2 IBM の義務

IBM は、「IBM SaaS」を提供するのに合理的に必要な方法で、かつ、その目的のために限り、お客様の「個人情報」を処理します。

IBM は、「IBM SaaS」を提供する場合に限り、IBM が定めるとおりお客様の「個人情報」を処理し、お客様は IBM が定める内容がかかる処理に関するお客様の指示に合致していることに同意します。

お客様からの書面による要望により、「ToU」または「本契約」の終了または満了に伴い、IBM はお客様が「個人情報」と特定するすべての「コンテンツ」を破棄するか、お客様に返却します。

データ保護に関する適用法により、お客様またはお客様の「データ管理者」が、個人または関係当局に対する「個人情報」に関する情報または「個人情報」へのアクセスの提供を求められる場合、IBM はかかる情報またはアクセスを提供するために、合理的な範囲でお客様に協力します。

13.3 セキュリティ・プラクティス

IBM は、「IBM SaaS」のホスティングおよび運用に使用されるシステムに関するプラクティスおよび手順を保守します。これらは、「IBM SaaS」の「コンテンツ」またはお客様による「IBM SaaS」の使用に関する干渉、悪用、またはその他の損害を招く可能性のある侵入または不法行為に対するシステムのぜい弱性を低減するために策定されており、定期的に改訂される場合があります。お客様はご要望に応じて、「IBM SaaS」に適用されるプラクティスおよび手順の説明を、適用される技術的な手段や運用上の手段を含めて利用することができます。お客様は、これらのプラクティスおよび手順がお客様の要件を十分に満たすものかどうかの判断につき、責任を負うものとします。「IBM SaaS」の使用をもって、IBM のプラクティスおよび手順、ならびにお客様の目的に対する適合性についてお客様が応諾されたものとみなします。「IBM SaaS」の「セキュリティ・プラクティス」に別段の定めがある場合を除き、IBM はいかなるセキュリティ機能に関しても、または IBM SaaS もしくはお客様のコンテンツが何らかの侵入もしくは不法行為から保護されることを、表明または保証するものではありません。

14. 適用輸出法令の遵守

各当事者は、特定のユーザーへ輸出、または核、宇宙もしくはミサイル、化学および生物兵器等の禁止される最終用途に対する輸出を禁止する米国の輸出管理関連規制を含む、適用されるすべての輸出入管理法規を遵守するものとします。お客様は、「コンテンツ」の全部または一部が米国の「国際武器取引規則 (ITAR)」の規制対象にはならないことを表明するものとします。お客様は、IBM が「IBM SaaS」の提供をリモートでサポートをする目的で、海外のリソース (現地採用している非永住者または世界各国の担当者) を使用することを認めるものとします。お客様は、IBM によるアクセスが可能な「IBM SaaS」のいかなる「コンテンツ」も、適用される輸出管理法令の下、輸出許可を要せず、IBM の海外リソースもしくは担当者に対する輸出が制限されないことを表明するものとします。

15. 補償

お客様は、次のいずれかに起因または関連する第三者請求につき、IBM を補償、防御および免責することに同意するものとします。1) お客様もしくは「IBM SaaS ユーザー」による「利用規定」の違反、2) お客様もしくは「IBM SaaS ユーザー」が「IBM SaaS」内に作成した「コンテンツ」、またはお客様もしくは「IBM SaaS ユーザー」が「IBM SaaS」に提供、アップロードもしくは移転した「コンテンツ」。

16. 著作権侵害

IBM はそのポリシーにより、他人の知的所有権を尊重します。著作権の保護対象に対する侵害を報告するには、<http://www.ibm.com/legal/us/en/dmca.html>にある「Digital Millennium Copyright Act Notices (デジタル・ミレニアム著作権法に関する注意)」を参照してください。

17. 保証および除外事項

17.1 保証の内容と制限

IBM は、「IBM SaaS」がこの「ご利用条件」の別紙 A に含まれる仕様に準拠することを保証します。お客様は、各国の法律に別段の定めのある場合を除き、かかる仕様が英語のみで提供される場合があることに同意するものとします。

「IBM SaaS」が保証されたとおりに機能せず、かつ、IBM がそれを保証されたとおりに機能させることができない場合、IBM は、お客様により事前に支払われた金額を按分により返金し、「IBM SaaS」を利用するお客様の権利は終了するものとします。この限定保証は、「IBM SaaS」オフファリングの「サブスクリプション期間」において、適用されます。

保証の適用除外

IBM は、「IBM SaaS」の実行が中断しないこと、確実に実行されること、またはその実行に誤りがないことを保証せず、また、IBM が第三者による「IBM SaaS」の中断を予防できること、またはすべての誤りが修正されることを保証するものではありません。

「IBM SaaS」の利用による結果については、お客様の責任とします。

17.2 保証の範囲

本条の保証は、保証のすべてを規定したもので、法律上の瑕疵担保責任、商品性の保証、十分な品質の保証、特定目的適合性の保証および第三者の権利の不侵害の保証を含むすべての明示または黙示の保証責任に代わるものとします。

17.1 項に定める保証は、次の場合、適用されません。誤用、事故、変更、不適切な設備条件もしくは稼働環境での使用、お客様もしくは第三者によってなされた不適切な保守、または IBM 以外の者の責に帰すべき事由により生じた障害もしくは破損。

18. 「IBM SaaS」オフファリング固有の条件

お客様または「IBM SaaS ユーザー」が「コンテンツ」を第三者の Web サイト、または「IBM SaaS」にリンクされたその他のサービスもしくは「IBM SaaS」からアクセス可能なその他のサービスに送信する場合、お客様および「IBM ユーザー」は「コンテンツ」の当該送信を可能にするすべての同意を IBM に提供するものとします。ただし、かかる相互作用は、お客様と第三者の Web サイトまたはサービスの間でのみ行われるものとします。IBM は、そのような第三者の Web サイトもしくはサービスに対するいかなる保証または表明もせず、かつ、そのような第三者の Web サイトまたはサービスに対していかなる責任も負いません。

IBM ソフトウェア・アプリケーションの構成を行うことをお客様（またはお客様が指定する第三者）に許可するユーザー出口が「IBM SaaS」に含まれていて、お客様（またはお客様が指定する第三者）がそのユーザー出口を利用する場合、IBM は、いかなる構成結果（以下、「お客様の固有の拡張機能」といいます。）に対しても責任を負わないものとします。「お客様の固有の機能拡張」は、「IBM SaaS」の一部として含まれないものとします。

IBM は、(a) お客様による「IBM SaaS」の利用に関する匿名のデータ、総計のデータおよび要約のデータを蓄積して分析し、(b) 報告書、研究論文、分析、ならびに前記の蓄積および分析の結果によるその他の研究物（以下、総称して「蓄積データ」といいます。）を作成する場合があります。IBM は、「蓄積データ」に対するすべての権利を保持するものとします。

IBM は、IBM 製品のテストおよびその品質の向上を唯一の目的として、お客様のデータを「IBM SaaS」環境内の非生産的使用目的サーバーにコピーする場合があります。

お客様は、「セットアップ・サービス」に対する義務を IBM が履行するのに合理的に必要な範囲において IBM に対して無償で、(1) お客様のシステム、情報、人員および資源への十分なアクセスを提供すること、「セットアップ・サービス」を促進するにあたりお客様のその他の責任を果たすこと、ならびに (2) IBM の従業員および請負業者がお客様の敷地内にいる間、かかる者に適切かつ安全な作業環境を提供することに同意するものとします。IBM は、お客様によるかかるアクセスの提供の遅滞または「セットアップ・サービス」に関するお客様のその他の義務の履行遅延から生じる「セットアップ・サービス」の履行遅滞または不履行について、責任を負わないものとします。

IBM は、お客様、「お客様のエンタープライズ」またはお客様のパートナーによる、またはそれらの間における製品もしくはサービスの申し込みまたは販売(以下、「取引」といいます。)に関連するいかなる事項に対しても、それらの取引がかかる法人により、またはかかる法人間において「IBM SaaS」の結果として伝えられたかにかかわらず、責任を負わないものとします。

お客様の「ゲスト・ユーザー」は、「IBM SaaS」へのアクセスおよびその利用のために、IBM が提供するオンラインでの同意を要求される場合があります。お客様は、次の要件を含め「ゲスト・ユーザー」に対する責任を負うものとします。a)「ゲスト・ユーザー」による「IBM SaaS」に関連するあらゆる請求、b)「ゲスト・ユーザー」に発生する料金、またはc)「ゲスト・ユーザー」による「IBM SaaS」の不正使用。

「IBM SaaS」には、(1) お客様およびお客様のパートナーとの間のデータの送受信、(2) IBM への直接接続を介するか、または第三者が提供する1つ以上のゲートウェイもしくはネットワークを通じた相互接続(以下、「相互接続サービス」といい、各第三者を「相互接続プロバイダー」といいます。)を介してのお客様のパートナーへのデータの送信およびお客様のパートナーからのデータの受信、または(3)いくつかの翻訳サービスまたはその他の関連サービスが含まれる場合があります。IBM は、「IBM SaaS」を提供する目的または適用法もしくは法的手続きに基づき要求される場合に限り、お客様またはお客様のパートナーが所在する国の外に、データを転送または格納することができるものとします。お客様と「相互接続プロバイダー」との間の別の契約に定める場合を除き、「相互接続プロバイダー」は、いかなる場合においても「IBM SaaS」の提供に関する責任をお客様に対して負わないものとします。

トランザクション(インバウンドまたはアウトバウンド)の前にデータのカスタム処理を実行する各カスタマイズ・スクリプトは、「IBM SaaS」の一部として文書化されず、または含まれません。

いかなる時点においても、「IBM SaaS」には、お客様から、またはお客様に代わって受け取った医療請求データもしくはその他の健康関連情報の処理(標準以外の形式または標準以外のデータ・コンテンツから標準要素またはトランザクションへの処理(もしくはこの反対の処理))、または処理の促進)は含まれません。

必要に応じて、追加のリモート・サービスは、別途締結されたプロフェッショナル・サービス契約におけるカスタマイズされた作業記述に記載された料金に従い請求されます。

18.1 お客様には、以下のことを行っていただきます(かつ、該当する場合は、お客様のパートナーにも以下のことを行うよう要求していただきます)。

- a. お客様のそれぞれのアプリケーション、ハードウェア(無許可アクセスを防止するための適切なファイアウォールの導入および保守を含みます。)、ならびに伝送に対して十分なセキュリティーを確保し、かかる伝送をモニターすること。
- b. すべての変換エラーもしくは障害、処理エラーもしくは障害、非準拠の伝送または送受信における障害について、IBM に通知すること。
- c. データの正確性および完全性を検査すること。また、お客様が、「IBM SaaS」環境内で、また IBM およびその他の第三者のネットワーク(すべての相互接続サービスを含みます。)を介してデータを転送するときに、データを判読不能にする必要がある場合に(またはそれを希望する場合に)、データを暗号化すること。
- d. 適切なデータ処理パラメーターおよび伝送パラメーターを設定すること。
- e. データ、処理、および伝送のエラーを特定するために、適切な安全機能が導入されていることを確認すること。
- f. IBM が、「IBM SaaS」によって提供されたサービスを復元するために必要なすべてのデータ、ファイル、およびその他のマテリアル(カード・ファイル、テープ・ファイル、ディスク・ファイル、およびプリンター出力など)を復元できるように、十分な関連データ、ファイル、およびその他のマテリアルを保持すること。
- g. テスト期間、移行、および「IBM SaaS」に対する変換に関連して、事業継続性を維持し、パートナー・コミュニティーに期待される効果を伝えること。ならびに
- h. IBM の合理的な要求に従って、支援を提供するためにお客様のスタッフを確保すること。

18.2 IBM は、以下に対して責任を負いません。

- a. お客様または第三者の装置やソフトウェアのエラーまたは障害
- b. お客様に対して (またはお客様によって) 送信された連絡事項に基づいたお客様または第三者の行動に起因する障害
- c. お客様のいずれかのパートナーの信用度または業績
- d. お客様またはお客様のパートナーによって不適切に送信されたデータ
- e. お客様の相互接続サービス・プロバイダー、お客様もしくはお客様のパートナー、または不可抗力事態に起因する範囲における、お客様の相互接続サービス (または相互接続サービスのエラーもしくは障害)
- f. IBM が「本契約」の一部を解除した場合における移行の復元サービスの提供

18.3 電子請求

- a. お客様は、そのサード・パーティー・ベンダー、TrustWeaver AB、または IBM がこれらの「IBM SaaS」の全部または一部を提供するために契約することがあるその他のサード・パーティー・ベンダー (以下総称して「処理事業者」といいます。) が、「電子請求」というタイトルの本項の条件に従って、「~の名義で、および~に代わって」、請求書を発行することを本書により許可するものとします (イタリアの法律が「IBM SaaS」に適用される場合、「~の名義で、および~に代わって」というすべての表現は、「~に代わって」に置き換えるものとします)。この片務的許可は、税法遵守のためにのみ行われます。「処理事業者」は、「本契約」の当事者ではありません。本項は、お客様に提供される「IBM SaaS」の商業的要素または責任に関する権利および義務を定めるものでなく、またはこれらに影響を及ぼすものではありません。本書で明示的に言及されている場合を除き、本項は、お客様により実施されるプロセスおよび管理に関連して何らかの権利または義務を適用される税法に基づき、生じさせることはありません。本書に明示的に記載されていない限り、本項は、「処理事業者」がお客様の名義で、およびお客様に代わって行動することを許可するものではありません。お客様は、「処理事業者」が以下を行うことを本書により明示的に許可します。
 - (1) 「処理事業者」は、まだ IBM から元の請求書に記載されていないお客様の請求データを受け取った後、データに電子署名を適用して、「お客様の名義で、およびお客様に代わって」電信請求書を発行します。お客様は、第三者機関である認証サービス・プロバイダーが「処理事業者」に対して発行した証明書に対応する秘密鍵を使用して、「処理事業者」がかかる電子署名を適用することを明示的に承認し、これに同意します。さらに、お客様は、IBM がお客様への請求書に、この関係を示す文言を追加できることに同意します。
 - (2) お客様が電子署名の技術的な妥当性検査を要求する場合、「処理事業者」は、電子請求書の電子署名の妥当性検査を行います。お客様が税金に関して商品またはサービスのサプライヤーとして行動する場合、妥当性検査プロセスでは、発行認証局から失効ステータス情報を取得することとなります。失効ステータス情報は、電子請求書とともに、合意された形式で取引の買い手に対して送信、またはその他の方法で提供されます。お客様が、税金に関して商品またはサービスの買い手として行動する場合、妥当性検査プロセスには、電子署名の暗号確認も含まれます。
- b. 「電子請求」というタイトルの本項は、基になる販売取引の当事者ではない第三者と請求当事者間の契約に関して、特に請求書を発行する法律上の義務を負う「当事者の名義で、および当該当事者に代わって」電子請求書を発行することに関して、電子請求を規制する適用法令に基づくすべての要件を満たすことを目的としています。かかる要件には、フランス法に基づく「委任」(フランス語では「mandat」)の要件、およびその他の法律に基づく同等の概念が含まれます。適用法令の要件を満たすために必要な場合、お客様は、追加の文書に署名することに同意します。これには、「お客様の名義で、およびお客様に代わって」電子請求書を発行することを「処理事業者」に許可する「処理事業者」との契約または委任状などがあります。本項は、外部委託される電子署名の妥当性検査および請求書のアウトバウンド発行に関連して、電子請求を規制する適用法令に基づいてすべての要件を満たすことも目的としています。これに関して、お客様は以下のことを承認し、これに同意します。

- (1) お客様は、請求書およびその VAT (付加価値税)、ならびにその他の税金の影響につき、所轄税務当局に対して引き続きすべての責任を負います。特に、お客様は、関連する場合、請求書がお客様によって発行され、または直接受領する場合と同様に、VAT およびその他の適用される税金の申告および支払いに、引き続きすべての責任を負うものとします。
- (2) お客様は、本項の妥当性、および本書に基づく「処理事業者」によるお客様の電子請求書の正しい発行に影響する可能性があるお客様に関する情報の変更について、IBM に通知することに同意します。
- (3) お客様は、お客様の電子請求手続、ならびに本項が適用されないお客様の関連代理人およびサービス・プロバイダーが適用法令に基づくすべての要件を満たすことを確実にするため、必要な措置を講じることに同意します。特に、適用法令に基づき契約が必要とされる場合、お客様は、「IBM SaaS」の利用前に、関連パートナーと執行可能な契約を確実に締結することに同意します。お客様は、かかるパートナーが該当する法管轄区域の税務当局の要件すべてを満たす法的に有効な法人であり、該当する法管轄区域で営業許可を得ていることを確認する責任を負います。
- (4) 取引においてサプライヤーとして行動する場合、お客様は、適用法令に基づいて、「サプライヤーの名義で、およびサプライヤーに代わって」請求書を発行するために、第三者が使用することができない請求データを IBM に提出しないものとします。
- (5) お客様は、自らの名義および自らに代わって発行された元の署名済み請求書の写しをまだ受け取っていない場合、または同請求書へのオンライン・アクセスをまだ付与されていない場合、IBM に対する請求データの提出から 48 時間以内 (適用法により、さらに短い期間が要求される場合を除きます。) に IBM に通知します。
- (6) お客様は、電子請求書の明らかな誤りについて、「処理事業者」によりその名義で、かつ代わって発行された請求書を受領してから 48 時間以内 (適用法により、さらに短い期間が要求される場合を除きます。) に IBM に通知します。お客様が期限内に請求書の誤りを指摘しなかった場合、その請求書は有効に発行されたとみなされます。適用法令に基づき許される場合、お客様は、上記の規定に従って正しいとみなされる場合、請求書の発行の有効性に異議を申し立てないことに同意します。

お客様または税務当局が、本項に基づいて発行された請求書を「自己請求」とみなす場合、お客様は、本項のこの第 b 段落に基づくすべての規定が、自己請求の関係にも同様に適用されることを承認し、これに同意します。さらに、該当する取引でサプライヤーとして行動するお客様は、適用法令に基づいて、自己が請求する場合に適用されるその他の特定の法律要件に従うものとします。

19. 一般条項

「ご利用条件」のいずれかの条項が無効または履行強制ができないとされた場合でも、「ご利用条件」のその他の条項は有効に存続するものとします。一方の当事者が、相手方の債務不履行に際し、義務を厳格に履行することを要求せず、または何らかの権利を行使しなかった場合でも、後に、当該債務不履行またはそれに派生して生じる債務不履行に対して履行を要求すること、または権利を行使することを妨げないものとします。「ご利用条件」または適用される「サブスクリプション期間」の終了後もその性質上残存すべき「ご利用条件」の条項は、その履行が完了するまで有効に存続するものとし、また「ご利用条件」の譲受人もしくは承継人に対しても適用されます。

20. 完全合意

「ご利用条件」および「本契約」は両当事者間の完全な合意であり、お客様および IBM の両当事者間でなされた従前の口頭または書面によるいかなる合意もこれらに代わるものとします。「ご利用条件」と「本契約」の条件との間に相違がある場合は、「ご利用条件」が「本契約」に優先します。

お客様からの書面での意思表示 (注文書、確認書または電子メールなど) による条件の追加または変更は、無効とします。「利用条件」は、本書に定める場合に限り修正することができます。

第 2 章 – 各国固有の条件

以下の条件を第 1 章で示された条件に置き換えるかまたはかかる条件を修正するものとします。第 1 章の条項で、これらの修正が加えられない条項は、すべて、変更されず、引き続き有効に存続するものとします。この第 2 章の条件は、「ご利用条件」を変更するものとし、以下のように構成されています。

- アジア太平洋地域における変更;
- ヨーロッパ、中東およびアフリカの国々における変更

アジア太平洋地域における修正

オーストラリア

17. Warranty and Exclusions

The following is added to the end of Section 17:

The warranties specified this Section are in addition to any rights Customer may have under the Competition and Consumer Act 2010 or other legislation and are only limited to the extent permitted by the applicable legislation.

日本

17. 保証および除外事項

第 17 条の第 1 段落から以下を削除するものとします。

お客様は、各国の法律に別段の定めのある場合を除き、かかる仕様が英語のみで提供される場合があることに同意するものとします。

ニュージーランド

17. Warranty and Exclusions

The following is added to this Section:

The warranties specified in this Section are in addition to any rights Customer may have under the Consumer Guarantees Act 1993 or other legislation which cannot be excluded or limited. The Consumer Guarantees Act 1993 will not apply in respect of any goods which IBM provides, if Customer requires the goods for the purposes of a business as defined in that Act.

ヨーロッパ、中東、およびアフリカ (EMEA) の国々における変更

EU 加盟国

The following is added to Section 17: Warranty and Exclusions:

In the European Union ("EU"), consumers have legal rights under applicable national legislation governing the sale of consumer goods. Such rights are not affected by the provisions set out in this Section 17: Warranty and Exclusions.

オーストラリア

17. Warranty and Exclusions

If you paid a charge for the IBM SaaS then the Section 17 Warranty and Exclusions is replaced in its entirety by the following:

17. Warranties and Exclusions

IBM provides the IBM SaaS in conformity with its descriptions as contained in the IBM SaaS Appendix A of this Terms of Use and maintains it in this condition for the term of the IBM SaaS. IBM, its Affiliates and suppliers disclaim all further warranties ("*Ausschluß der Gewährleistung*").

Warranties, if any, for Enabling Software supplied as part of this IBM SaaS may be found in their license agreements.

ドイツ

17. Warranty and Exclusions

If you paid a charge for the IBM SaaS then the Section 17 Warranty and Exclusions is replaced in its entirety by the following;

17. Warranties and Exclusions

IBM provides the IBM SaaS in conformity with its descriptions as contained in the IBM SaaS Appendix A of this Terms of Use and maintains it in this condition for the term of the IBM SaaS. IBM, its Affiliates and suppliers disclaim all further warranties ("*Ausschluß der Gewährleistung*"). Warranties, if any, for Enabling Software supplied as part of this IBM SaaS may be found in their license agreements.

アイルランド

17. Warranty and Exclusions

The following paragraph is added:

Except as expressly provided in these terms and conditions, or Section 12 of the Sale of Goods Act 1893 as amended by the Sale of Goods and Supply of Services Act, 1980 (the "1980 Act"), all conditions or warranties (express or implied, statutory or otherwise) are hereby excluded including, without limitation, any warranties implied by the Sale of Goods Act 1893 as amended by the 1980 Act (including, for the avoidance of doubt, Section 39 of the 1980 Act).

アイルランドおよび英国

20. Entire Agreement

The following sentence is added at the beginning of this Section 20:

Nothing in the following paragraphs shall have the effect of excluding or limiting liability for fraud.

別紙 A

SaaS に関する記述

機能およびコンポーネント

「IBM SaaS」、IBM Sterling B2B Services は、サプライヤーが、電子署名、第三者機関による署名認証およびアーカイブを利用して買い手に対して請求書を電子的に送信することを可能にし、1つのソリューションで国際的な統合基準を用いて買い手およびサプライヤーの遵守を支援しつつ、各国の税規制に対する適合性も維持するクラウド・ベースのソリューションです。以下に示す「IBM SaaS」コンポーネントの使用に対する特定の指示については、IBM が随時改定し提供するその時点で利用可能なユーザー文書（「ユーザー・ガイド」）を参照してください。

すべての利用可能な「IBM SaaS」コンポーネントは、以下のリストに示します。お客様は、「取引文書」もしくは（「ご利用条件」に定められる）個別の作業内容に基づいて、または（「ご利用条件」に定められる）オンデマンドもしくはリモート・サービスとして、サブスクライブした「IBM SaaS」コンポーネントのみを受け取る権利を有します。

基本「IBM SaaS」には、以下が含まれます。

- a. IBM Sterling eInvoicing Archive Service : 11年間を上限として、データを長期間アーカイブします。
- b. IBM Sterling eInvoicing Signature Services : 電子請求書に電子署名します。
- c. IBM Sterling eInvoicing Validation Services : 各国特有の要件と照合して、署名された請求書の妥当性をチェックします。